

たがわ

(洗心書道会長 佐藤法龍氏 筆)

第117号
2012.8



筑豊炭坑絵巻 山本作兵衛

©YAMAMOTO FAMILY 田川市石炭・歴史博物館所蔵

目次

表紙	筑豊炭坑絵巻	山本作兵衛
平成二十四年度第四十三回定期総会	……	二頁
平成二十四年度	……	二頁
青年部会・女性部会合同定期総会	……	二頁
税務署新任幹部の素顔	……	三頁
税務署人事異動・夏のご挨拶	……	三頁
税務署からのお知らせ	……	四・五頁
お知らせ	……	六頁
事業報告	……	七・八頁
企業紹介	……	九頁
広告	……	十頁

消費税期限内納付

法人会 一声運動

発行者
 (社)田川法人会
 広報委員長
 鶴田達哉
 田川市大黒町3-11
 TEL (0947) 45-8005
 FAX (0947) 45-8105
 印刷所 (有)相良印刷所



公益社団法人への移行を目指します！ 平成24年度 第43回 定期総会

社団法人田川法人会の「平成24年度定時総会」を、平成24年5月22日（火）午後3時より「香春町民センター」で後藤事務署長をはじめ、多くの来賓を迎えて開催しました。

総会は、菅原会長が議長となつて議事に入り、平成23年度事業報告・収支決算報告・平成24年度事業計画（案）・収支予算（案）が承認されました。また、平成25年度からの公益社団法人への移行に伴い、公益認定申請手続きの承認・定款変更（案）・諸規定変更（案）が承認され、7月中の公益認定申請を行うこととなりました。

また、全法連・県連からの功労者表彰の伝達と、大型保障制度加入推進運動で実績のあった方々の表彰を行いました。総会終了後、来賓の方々と懇親会を開催。盛会裡に総会行事を終了することができました。



第23回 青年部会 第13回 女性部会 合同定時総会

平成24年度青年部会第23回・女性部会第13回の定時総会を、6月29日（金）午後6時から、「香春町民センター」で開催しました。

今年から形式的な議事はなく、青年部会・女性部会とも執行部が活動報告と収支報告を発表するという形で進められました。時間も短縮され、両部会ともスムーズに議事を終えることができました。また懇親会も親しく和気あいあいのうちに終了いたしました。

会報の名称が
変わりました

田川法人会報
↓
たがわ

長年、親しんでいただきました『田川法人会報』が今回より『たがわ』に変わりました。

これからは、更に親しみやすい紙面づくりを心がけていきたいと思えます。題字は、洗心書道会長佐藤法龍氏筆。

今回の九州北部豪雨により被害を受けられた皆様に、心からお見舞い申し上げます。

田川税務署 新任幹部の素顔

管理運営・徴収統括官

中村 尚 樹



この度の定期人事異動で、八幡税務署総務課から参りました中村でございます。田川税務署での勤務は、平成7年から平成11年までの総務課での4年間に続き、今回で2回目となりますことから、大変懐かしく感じています。

また、出身が隣の町のみやこ町ということもありまして、当地での勤務を非常に身近に感じているところでもございます。さて、現在、管理運営・徴収部門では、滞納の未然防止策といたしまして、振

替納税やe-Taxを介してのダイレクト納税をはじめ、様々なツールを利用して期限内収納の確保と滞納の圧縮に努めているところでございますが、これらの施策の実現に当たりましては、関係民間団体の皆様方のご理解とご協力が何よりも不可欠であると考えております。

特に、田川法人会におかれましては、組織の拡大・充実に向けた取組が非常に活発であり、全国トップクラスの組織率を誇っておりますことから、会員企業の皆様方におかれましては、是非ともこの滞納の未然防止策にご理解とご協力をいただき、自社のみならず、社員の皆様やご家族、知人の方等にもお話しいただきたいと考えております。今後とも、どうぞよろしくお願いたします。

暑中お見舞い申し上げます

この度の人事異動で、管理運営・徴収部門統括国税徴収官の小嶋が配置換えになりました。本年度におきましては、後任として中村が着任し、田川税務署は新メンバーでスタートしております。

田川法人会の会員の皆様方には、日頃から税務行政の円滑な運営につきまして格別のご理解とご協力を賜っておりますことを厚く御礼申し上げます。

本年度におきましても、田川法人会の皆様方には、税務行政のよき理解者として、また、協力者として、より一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。最後になりましたが、社団法人田川法人会のみならず、ご発展と会員の皆様のご健勝並びに企業のご繁栄を祈念いたしまして、ご挨拶とさせていただきます。平成24年 盛夏

- 署長 後藤 権治
- 総務課長 廣瀧 一人
- 管理運営・徴収部門 統括国税徴収官 中村 尚樹
- 個人課税調査官 中島 賢道
- 統括国税調査官 樋口 之春
- 法人課税調査官 樋口 之春

平成二十四年度七月の定期人事異動で田川税務署職員が替わりました。

♥お世話になりました

♥よろしくお願いたします



- | | |
|---------------------|---------------------|
| 総務課主任 平野 雄大 | 総務課事務官 田中 伸明 |
| 管理運営・徴収 統括官 小嶋 幸雄 | 管理運営・徴収 統括官 中村 尚樹 |
| 管理運営・徴収 上席徴収官 松崎 志穂 | 管理運営・徴収 上席徴収官 中富 邦芳 |
| 個人課税上席調査官 野見山 正徳 | 個人課税上席調査官 藤井 昭二 |
| 個人課税上席調査官 立谷 健太 | 個人課税上席調査官 西村 哲 |
| 法人課税上席調査官 小畑 政喜 | 法人課税上席調査官 福田 博樹 |
| 法人課税事務官 田中 伸明 | 法人課税調査官 平野 雄大 |
| | 法人課税事務官 榎園 允 |

九州北部豪雨で被害を受けた皆様へ

災害により国税の申告、申請、請求、納税などを期限までにできないときは、所轄税務署長への申請により、次のような期限の延長や納税の猶予などができる場合があります。

1 申告、納付などの期限延長（国税通則法第11条）

災害により申告・納税等をその期限までにできないときは、所轄税務署長に申請し、その承認を受けることにより、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限が延長されます。

2 納税の猶予（国税通則法第46条）

災害により財産に相当な損失を受けたときは、所轄税務署長に申請し、その承認を受けることにより、納税の猶予を受けることができます。

3 予定納税の減額（災害減免法又は所得税法第111条）

災害により事業用資産や住宅家財などに損害を受けたときは、所轄税務署長に申請し、その承認を受ける事により、平成24年の予定納税の減額を受けることができます。

(1) 所得税法による申請

平成24年10月31日の現状により、その年の所得金額と税額を見積もり、平成24年11月15日までに第2期分の減額を申請することができます。

(2) 災害減免法による申請

次のいずれにも該当するときは、その年の所得金額と税額を見積もり、災害のあった日から2か月以内に第1期分又は第2期分の減額を申請することができます。

イ 住宅や家財に受けた損害額がその価格の2分の1以上であること

ロ 平成24年分の所得金額の見積額が1000万円以下であること

4 所得税の軽減免除等

（災害減免法又は所得税法第72条等）

災害により住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で①所得税法に定める雑損控除の方法、②災害減免法に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができます。

5 源泉所得税の徴収猶予又は還付（災害減免法）

災害により住宅や家財などに損害を受けたときは、給与等、公的年金等、報酬等から徴収される（又は徴収された）源泉所得税の徴収猶予や還付を受けることができます。

6 災害等による消費税簡易課税制度（不適用）届出に係る特例

（消費税法第37条の2）

災害により被害を受けた事業者が、当該被害を受けたことにより、災害等の生じた日の属する課税期間等について、簡易課税制度の適用を受けることが必要となった場合、又は適用を受けることの必要がなくなった場合には、所轄税務署長に申請しその承認を受けることにより、災害等の生じた日の属する課税期間から簡易課税制度の適用を受けること、又は適用をやめることができます（災害によって事務処理能力が低下したため、一般課税から簡易課税への変更が必要になった場合や、棚卸資産その他業務用の資産に相当な損害を受け、緊急な設備投資を行うため、簡易課税から一般課税への変更が必要になった場合などに適用されます。）。

7 納税証明書の無料発行（国税通則法施行令第42条第4項）

災害により相当の損失を受けたことにより、その復旧に必要な資金の借入れのために使用する場合には、納税証明書の交付手数料は必要ありません。

詳しいことは、福岡国税局ホームページをご覧になるか、最寄りの税務署にお尋ねください。

◆福岡国税局ホームページ

<http://www.nta.go.jp/fukuoka/>

◆田川税務署 TEL 44-0430



中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金

業務改善助成金のご案内

会社と働く人を応援します。

お問い合わせ・申請先

福岡労働局労働基準部賃金課

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1

福岡合同庁舎新館 4F

☎092 (411) 4578

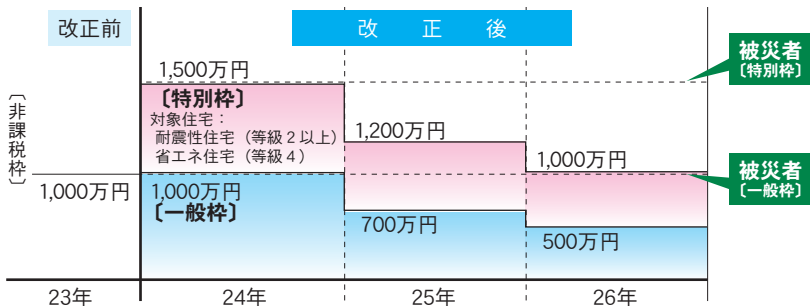
この補助金は、中小企業事業主を支援する制度です。

税制改正のお知らせ

資産課税 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の拡充・延長

◆高齢者の保有資産の若年世代への早期移転を促進することを通じて経済社会の活性化を図るとともに、東日本大震災後の状況を踏まえ、省エネルギー推進及び耐震性の向上に資する良質な住宅ストックを形成する観点から、直系専属から住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置を拡充・延長します。

(平成24年 1 月 1 日以後に贈与により取得する住宅取得資金に係る贈与税について適用します。)



(注1) 東日本大震災の被災者に係る非課税枠については、24年から26年の3年間、1,500万円(特別枠又は1,000万円(一般枠))となります。
 (注2) 「一般枠」「特別枠」ともに、床面積50㎡以上240㎡以下の住宅が対象です(東日本大震災の被災者については上限はありません。)

法人課税 雇用促進税制の創設

◆以下の要件を満たす青色申告法人に対して、当期中に増加した雇用保険の一般被保険者 1 人当たり20万円の税額控除ができる制度を創設します(当期の控除前法人税額の10%(中小企業等にあつては20%)を限度とします)。

- ①当該事業年度末の従業員のうち雇用保険の一般被保険者が、前事業年度末に比して10%以上及び5人以上(中小企業者等については2人以上)増加していること(注)。
- ②前事業年度及び当該事業年度中に、事業主都合による離職者がいないこと(注)。
- ③当該事業年度における「支払給与額」が、前事業年度より、以下の算定額以上に増加していること。
 [算式] 給与増加額 ≥ 前事業年度の給与額 × 雇用者の増加率 × 30%

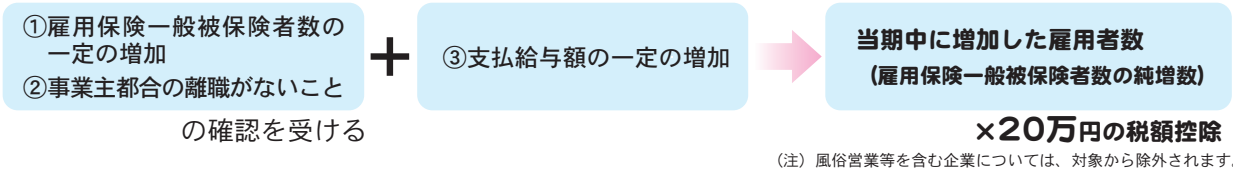
(注) ①②については、ハローワークでの確認が必要です。(平成23年 4 月 1 日から平成26年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度に適用します。)

【事業年度開始後】

ハローワークに「雇用促進計画」を届出。

【事業年度終了後】

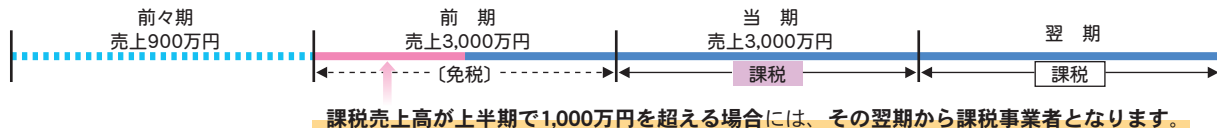
ハローワークで



消費課税 消費税の免税事業者の要件の見直し

◆課税売上額が上半期で1,000万円を超える場合には、その翌期から課税事業者となるよう免税事業者の要件を見直します。ただし、課税売上高に代えて支払給与の額で判定することもできますこととします。

(平成25年 1 月 1 日以後に開始する年又は事業年度について適用します。)



消費税の仕入税額控除におけるいわゆる「95%ルール」の見直し

◆事業者の事務負担額に配慮する観点から講じられている制度の趣旨に鑑み、この制度の対象者を、1年間の課税売上高が5億円以下の事業者に限定することとします。(平成24年 4 月 1 日以後に開始する課税期間から適用します。)

【いわゆる「95%ルール」とは】
 非課税売上げに対応する仕入れについては、仕入れ税額控除が認められないのが原則ですが、売上げのほとんど(95%以上)が課税売上の場合は、全ての仕入れについて仕入税額控除が認められます。

租税教育推進事業

親子の映画祭

本年度も、親と子のふれあいを通じて、田川市郡内の児童の夏休み期間における健全育成に役立てるため、第17回目の親と子の映画祭を開催いたします。

期 日 平成24年8月19日(日)
上 映 「名探偵コナン
— 11人目のストライカー —」

「税金〇×クイズ」

(クイズに参加して賞品を当てよう!!)

開 演 13時30分から

場 所 田川文化センター

対象者 小学生と保護者

入場料 無料

※但し、入場整理券が必要です。

配布場所：田川市郡内金融機関

田川法人会ホームページ(<http://t-houjin.jp/>)
からもダウンロードできます

後 援 田川市郡内教育委員会
お問い合わせは

社団法人田川法人会

事務局 45・8005まで



親子の映画祭

入場整理券 ※入場無料(色紙1枚で何名でも可)

日 時：平成24年8月19日(日) 上 映：「名探偵コナン— 11人目のストライカー —」(東宝映画)

開 演：13：30～15：30

場 所：田川文化センター (田川市平松町3-36)

税金〇×クイズ
クイズに挑戦して賞品を当てよう!!

◆主催 社団法人 田川法人会
◆後援 田川市郡教育委員会

問い合わせ先：社団法人 田川法人会 TEL 0947-45-8005

親子の映画祭で税金〇×クイズ



昨年の様子

今年も親と子の映画祭で、青年部会・女性部会合同での「税金〇×クイズ」を行います。

税について関心を深めてもらうため、親子でクイズに挑戦して頂きたいと思えます。

景品を多数準備しております。

平成24年度 チャリティゴルフ大会を 開催します!

〇期日 平成24年9月26日(水)

〇場所 鷹羽ロイヤル
カントリークラブ



昨年の様子

法人会の社会貢献事業の一環として恒例となっております。この事業の収益金は、田川市郡の福祉協議会等を通じて地域社会に役立てて頂いていますが、もう一つの目的は会員相互の親睦と異業種交流です。

支部長や厚生委員を通じて各支部1組×3組のご参加をお願いしていますので、この機会にぜひ積極的にご参加いただき、有意義な一日を過ごしてください。(厚生委員長 加納 仁志)

優良企業見学研修を行います



昨年の様子

〇期日 平成24年9月28日(金)

〇場所 サントリー九州熊本工場
熊本城・城彩苑

〇参加人員 80名

多くの皆様のご参加をお待ちしております。

会員以外の方も参加できますので、お誘いください。

実施要領はハガキにてご案内いたします。



女性部会税務研修会



平成24年1月16日(月)17名の出席により、税務研修会を実施しました。

田川税務署後藤署長より、「税制について考えてみよう」と題して、税の意義と役割、現在日本が抱えている少子・高齢化による社会保障費の財源確保の問題、国の財政の現状等についてお話をいただきました。研修後の懇親会では、部会員同士の親睦を深めました。

(社)大牟田法人会 青年部会研修会

平成24年2月18日(土)、柳川市のランヴェイエル勝島にて、租税教育活動に実績のある大牟田法人会青年部会と研修会を実施しました。大牟田法人会からは、部長をはじめ8名、田川法人会からは9名が参加しました。租税教室の模擬授業を行っていたとき、今後の活動に変参考になる研修となりました。研修後には、柳川川下りをし、親睦を深めました。



決算説明会

平成24年1月24日(火)、田川青少年文化ホールにおいて、48名の方に参加していただき税務研修を実施しました。田川税務署法人課税部門上席調査官より、「決算・申告の実務」について、わかりやすく説明していただきました。

新春特別講演会



平成24年3月15日(木)、田川青少年文化ホールにて、経済アナリストの森永卓郎氏を講師に迎え、「不況を生き抜く経済学」モリタク流・経済ニュースのウラ読み術」と題して、田川商工会議所との共催で講演会を行いました。東日本大震災復興の秘策や現政権の混乱についての解説、付加価値を付けた商品開発の必要性など、ユーモアを交えたお話で、会場は大いに沸きました。

消費税セミナー

平成24年3月22日(木)、田川青少年文化ホールで、田川間税会との共催で消費税セミナーを開催しました。法人会・間税会の会員と会員以外を合わせて72名の方に参加して頂きました。(税) 統合経営システムパートナーの講師3名の方より、「世界情勢に見る日本の現状と今後」「平成23年度消費税改正項目と内容」「増税を見据えた消費税対策」について講義をして頂きました。



第7回法人会全国女性フォーラム群馬大会

平成24年4月12日(木)、グリーンドーム前橋にて、全国の女性部会員1900名が参加し、盛大に開催されました。田川法人会女性部会からは、3名が参加しました。式典の前に、群馬脳神経外科病院理事長の中島英雄氏より、「笑いと健康」と題して、落語を交えた記念講演があり、会場は笑いに包まれました。記念式典では、群馬県連女性連協会会長より、租税教育活動や社会貢献事業活動の実施報告がありました。(女性部会長 真鍋 糸)



7月13日(金)午後1時30分より、田川青少年文化ホールにおいて、今回新しく会社を設立した企業の方々を対象に、新設法人説明会を、税務署法人課税部門担当官と税理士の先生のご協力を頂き開催いたしました。

「会社の税金ガイドブック」を税務署担当者から、税理士より「会社経営の理念」について、それぞれ説明。皆さん熱心にメモを取りながら説明を聞いていました。



新設法人説明会の開催



パソコン講習会

平成24年7月9日～25日、たがわ情報センターにて、会員の方と会員以外を対象にExcel・e1簡単コース・応用コースのパソコン講習会を実施しました。各コース10数名の方が受講されました。

社会貢献活動

絵はがきコンクール開催

全法連女性連協では小学生を対象とした税に関する絵はがきコンクールを行っており、女性部会では、平成23年度は、田川税務署管内で租税教室を実施した大任小・伊田小・田川小・大浦小・中元寺小の6年生の皆さんに「税金」について考えたこと、感じたことを絵はがきに描いてもらいました。応募作品はたがわ情報センターに3月1日～16日まで、確定申告期間に合わせて展示しました。



海外医療協力のため、古切手、ハットボトルのキャップを集めています。会社やご家庭にごさいましたら、事務局までご連絡ください。ご協力をお願いします。

租税教室講師に



平成24年1月12日田川小で、青年部会の尾崎副部長と、女性部会真鍋部会長が租税教室の講師を務めさせていただきました。

児童さんがとても熱心に聞いてくださり、少しでも理解してくれたらうれしいです。

置傘設置

女性部会は置傘の設置を行っています。

突然の雨で困っている方に利用していただこうと、公共の交通機関の出入口に置傘を設置しています。JR田川後藤寺駅、JR田川伊田駅、JR香春駅、JR添田駅に5本ずつ置いてあります。たくさんの方に利用していただくため、返却をしていただけたらと思っています。

大型保障推進運動

大型保障制度加入率で約13%と、県下18単位会中最下位の地位を長い間歩んできた田川法人会が一昨年度、会員の皆様の大変な協力により約20%という数値を達成し、15位に浮上できました。

現在、県下の平均は約23%ですが、田川は約19%で16位という状況です。本年度は、更なる会員企業の福利厚生制度の充実と法人会活動の円滑な推進のためにも、県下の平均である23%を目標に努力しますので、皆様方の更なるご協力をお願いします。

(厚生委員長 加納 仁志)



株式会社ひつじや



代表取締役
重松 康信

昭和36年に田川市で創業し、今年で53年目を迎えます。

田川を拠点に北九州地区と合わせ5店舗の支店で営業いたしております。

ベビー、子ども、紳士、婦人服、肌着、インテリア、雑貨等を中心に取り扱っております。

創業よりの理念であります“より良い衣料をより安く”をモットーに今後も努力してまいります。どうぞ宜しくお願いいたします。



本部住所 田川市弓削田237-2
 T E L 0947-42-5350
 F A X 0947-46-1776
 営業種目 衣料品全般、軽寝具、インテリア、
 雑貨等販売
 E-mail info@hitsujiya.co.jp
 HPアドレス <http://www.hitsujiya.co.jp>

株式会社 おおとう桜街道



代表取締役社長
永原 譲二

平成22年に大任町100%出資の株式会社として設立し、道の駅『おおとう桜街道』の管理運営を行っています。

道の駅『おおとう桜街道』は、親子三世代が楽しめる1日滞在型、日本最大規模を誇る道の駅として平成22年10月16日にオープンし、「さくら館（温泉館）」「もみじ館（物産館、一億円トイレ、食事処等）」「親子ふれあい広場（電動遊具等）」の3つのゾーンで構成されています。

夏季には夏祭り（花火大会等）、冬季にはイルミネーション等様々なイベントを行っています。

大任町のみならず近隣地域の雇用拡大・所得向上等の社会貢献と地域活性化に寄与していきたいと考えておりますので、ぜひご来場いただきたく思います。



住 所 田川郡大任町大字今任原1339
 T E L 0947-63-4430
 F A X 0947-63-4431
 営業種目 道の駅、農林水産物販売、温泉施設、
 子ども広場（電動遊具）、宝くじ販売
 E-mail ooto-sakurakaido-240516@bz04.plala.or.jp

住所・名義変更/保険料のお支払
入院給付金・保険金の請求手続きなど

法人会会員の皆様 お気軽にご来店ください！
保険なんでも相談 実施中！



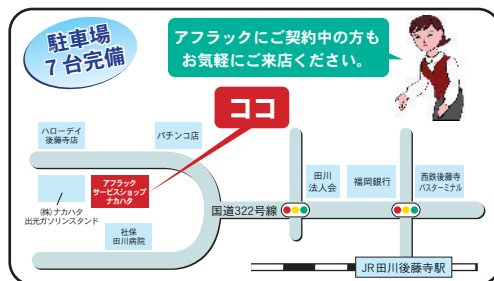
アフラックサービスショップ田川店

募集代理店 株式会社ナカハタ

 **0120-554-336**

営業時間：月～土（祝・祭日を除く） 9：00～18：00

〒826-0024 田川市西本町539 FAX 0947-46-0882



＜引受保険会社＞アフラック北九州支社
〒802-0005 北九州市小倉北区堺町1-2-16 十八銀行第一生命共同ビル8階 TEL 0120-5555-95

法人会会員のみなさまに

keep moving forward

数多の人を繋いだ道。
これからも前進を。

法人会の経営者大型総合保障制度
広げよう
企業保障の
大きな傘を

これからも
企業の繁栄を
サポートしつづける
経営者大型総合
保障制度です。

< 制度取扱会社 >

 **大同生命**

福岡支社 筑豊営業所/飯塚市新立岩12-37
(第3総合ビル4FA室) TEL 0948-22-0934

 **AIU保険会社**
エイアイユー インシュアランスカンパニー

北九州Sオフィス/
福岡県北九州市小倉北区鍛冶町1-10-10
(大同生命北九州ビル10F) TEL 093-511-3801

◎ご検討・ご契約にあたっては、設計書
(契約概要)・注意喚起情報・ご契約の
しおり 約款を必ずごらんください。